

# サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額措置について

## 1 要件

平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に新築された、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(下記要件を満たすものに限る)については、固定資産税について下記のとおり減額措置が受けられます。

### ＜減額対象家屋の要件＞

#### (1)居住部分割合要件

居住部分の床面積の割合が2分の1以上であること。

#### (2)床面積要件

居住部分の独立した1区画が30m<sup>2</sup>以上160m<sup>2</sup>以下であること。

(平成29年3月31日までに新築されたものについては280m<sup>2</sup>以下)

(平成29年4月1日から令和3年3月31日までに新築されたものについては210m<sup>2</sup>以下)

(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新築されたものについては180m<sup>2</sup>以下)

#### (3)構造

耐火建築物等(※)であること。

※建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物又は地方税法施行規則附則第7条第5項に掲げる要件に該当する建築物であること。

#### (4)貸家住宅の戸数

高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の個数が10戸以上であること。

(平成29年3月31日までに新築されたものについては5戸以上)

#### (5)建設に要する費用の補助

地方税法施行規則附則第7条第6項に規定する補助を受けていること。

## 2 減額内容

### (1)減額率 固定資産税額の3分の2 (都市計画税の減額はありません。)

### (2)減額期間 5年間

※減額の適用となるのは1戸当たり120平方メートル相当分までとなり、1戸当たりの床面積が120平方メートルを超えるものについては120平方メートル分に相当する税額が減額となります。

※新築住宅、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置等との併用はできません。

## 3 減額措置の適用にあたって

該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所(中央区、若葉区、緑区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部)資産税課家屋班へ別紙届出書に添付書類(届出書下段に記載)を添えて提出いただきますようお願いします。

【裏面が届出書の記載例になっておりますのでご覧下さい。】

# 記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

※提出日をご記入下さい。

## サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額に関する届出書

(あて先) 千葉市長

※納税義務者の住所・氏名・電話番号をご記入下さい。



住 所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

納税義務者 氏名 千葉 太郎

電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 1234

※太線内をご記入下さい。

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目1234番地
家屋番号	〇〇番〇
種類	共同住宅
構造	鉄骨造陸屋根
階数	地上〇階建て
床面積(うち居住部分)	123.45m <sup>2</sup> (67.89m <sup>2</sup> )
住宅戸数	〇戸
建築年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
登記年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
備考	

### 【添付書類】

- ①サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書(写)
- ②補助金の額の確定通知書(写)
- ③各階平面図

※なお、必要に応じ、「住宅の構造のわかる書類(写)(例:建築確認通知書及び確認申請書副本)」の添付をお願いすることがあります。

年 月 日

## サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額に関する届出書

(あて先) 千葉市長



住 所 .....  
納税義務者 氏 名 .....  
電 話 ( ) .....

減額を受けようとする家屋		
家屋の所在地	千葉市 区	
家屋番号		
種類		
構造		
階数	地上 階建て	
床面積 (うち居住部分)	㎡	( ㎡ )
住宅戸数	戸	
建築年月日	年 月 日	
登記年月日	年 月 日	
備考		

### 【添付書類】

- ①サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書 (写)
- ②補助金の額の確定通知書 (写)
- ③各階平面図

※なお、必要に応じ、「住宅の構造のわかる書類 (写) (例: 建築確認通知書及び確認申請書副本)」の添付をお願いすることがあります。